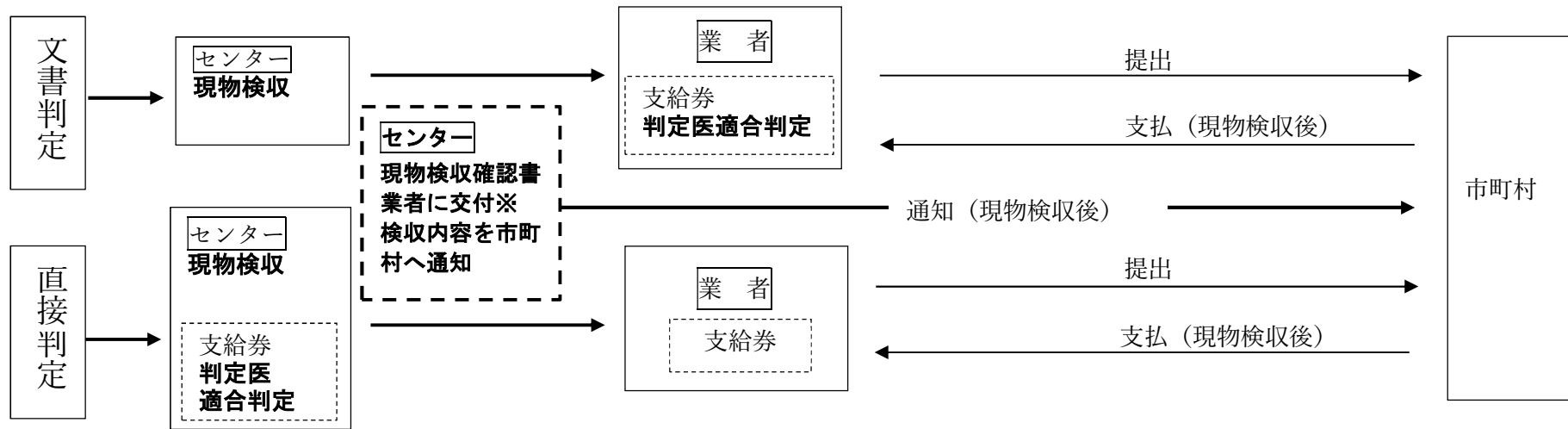


補装具費の支給に係る手続の流れ

○ 京都府における補装具の適合判定とは

センターによる現物検収（広義の概念）	意見書・処方箋に従った補装具の製作・調達を確認（現物検収確認書を業者に交付）
医師の適合判定	補装具の装着用についての適合性の判定（支給券の判定欄）



※ 現物検収確認書は市町村へ提出する必要はありません。

（留意事項）

- ・ センターが判定した補装具について、支給券発行後、補装具の製作・調達が完了した場合は、医師の適合判定の前に、必ずセンターの現物検収を受けてください。現物検収を受けないと、原則として市町村からの補装具費を代理受領はできません。
 なお、現物検収はオンラインで実施することもできますので相談してください。